

府政防第728号  
国住事防第3号  
令和7年4月17日

各都道府県 防災主管部長 殿  
建築主務部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）  
参事官（避難生活担当）  
国土交通省住宅局建築指導課長

災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査、被災者台帳の作成及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務における情報連携の円滑化について

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）において、「災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90条の2第1項）、被災者台帳の作成（90条の3第1項）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。

これを受け、当該方策について検討し、その結果を下記のとおりまとめましたのでお知らせします。各事務における情報の連携を円滑に行う観点から、下記事項に御配慮頂くとともに、貴管内市区町村に対しても周知頂きますようお願いいたします。

なお、このことについては、総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 被害認定調査と応急危険度判定における情報の連携

被害認定調査においては、応急危険度判定において得られた情報を活用することが可能であるが、被害認定調査及び応急危険度判定の負担軽減及び処理の迅速化のため、次の①及び②のとおり、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報（下表に記載されたものをいう。以下同じ。）を活用することにより、更なる負担軽減等が可能になると考えられる。

① 被害認定調査担当部局又は応急危険度判定担当部局は、税務部局に対し、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報のうち、被害認定調査又は応急危険度判定に活用するために必要と認められるもの（以下「台帳記載登記情報」という。）について提供を求めることができる。この場合、被害認定調査担当部局又は応急危険度判定担当部局は、被害認定調査又は応急危険度判定の対象物件及びその所在地を明らかにする観点から、対象物件に通し番号を付番した地図等（以下単に「地図等」という。）を税務部局に提供するなどの方法により、行うものとする。

また、台帳記載登記情報の照会の方法を平時から税務部局と調整しておくことが望ましい。

なお、②の方法により情報の連携を行うためには、1つの対象物件に同一の番号を付番するよう留意する。

② 被害認定調査担当部局が応急危険度判定において得られた情報を利用しようとする場合、被害認定調査担当部局は、応急危険度判定の実施前に、①により、税務部局から提供された台帳記載登記情報、及び、地図等を応急危険度判定担当部局へ提供する。

応急危険度判定担当部局は、上記により、被害認定調査担当部局から提供された台帳記載登記情報及び地図等により判定対象物件に関する情報を得るとともに、判定の際に地図等に付された対象物件の番号を調査票に記入し、判定で得た対象物件に関する情報（調査票、判定結果、写真等）を台帳記載登記情報と紐付け、これらの情報を被害認定調査担当部局に提供する。

被害認定調査担当部局は、応急危険度判定担当部局から提供を受けた情報により、「全壊」の被害認定を行うなどが可能になる。

なお、固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報は、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する秘密には該当しないことを申し添える。

表：固定資産課税台帳に記載された家屋に係る登記情報

|         |               |              |
|---------|---------------|--------------|
| ・ 不動産番号 | ・ 作成年月日       | ・ 登記目的       |
| ・ 所在地   | ・ 発行番号        | ・ 登記原因年月日    |
| ・ 家屋番号  | ・ 整理番号        | ・ 登記事由       |
| ・ 種類    | ・ 管轄登記所コード    | ・ 備考         |
| ・ 構造    | ・ 1棟の建物番号     | ・ 敷地権の主たる土地の |
| ・ 床面積   | ・ 専有の建物番号     | 所在及び地番、地目    |
| ・ 建築年月日 | ・ 建物の名称       | ・ 敷地権の種類、割合  |
| ・ 受付年月日 | ・ 権利者氏名、住所、持分 | ・ 納税義務者番号    |
| ・ 受付番号  | ・ 義務者氏名、住所、持分 |              |

（上記は、「税務システム標準仕様書」における分類によるもの）

## 2. 被災者台帳の作成における情報の連携

応急危険度判定又は被害認定調査により得られた情報について、被災者台帳の作成担当部局は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 3 第 3 項の規定に基づき、応急危険度判定担当部局又は被害認定調査担当部局から提供を受け、当該情報を被災者台帳の作成に利用することができる。

（参考）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）

第 90 条の 3 （略）

2 （略）

3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 （略）